



市の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめ、国会や関係する省庁に意見書として提出をするものです。

12、13ページに全文を掲載しております。

スマートフォンやタブレットをお持ちの方は、左記二次元コードにアクセスしていただき、「2024年（令和6年）6月定例会」の項目からご覧いただけます。

ゲノム編集技術応用食品の表示等を含めた消費者への 情報提供の在り方について検討を求める意見書

ゲノム編集とは、生物が持つゲノム上の特定部位を切断して、その後突然変異させ、生物の性質を変化させる技術であり、健康維持を目指した食品の開発や効率的な農作物の栽培などを目的とした品種改良に活用されつつあり、多様なニーズへの対応の可能性が期待されている。

世界的にもゲノム編集技術は新しい技術であるため、EUをはじめ世界各国で規制に関する法令等の見直しは進んでいない状況である。

我が国においては、ゲノム編集技術応用食品のうち遺伝子組換え食品に該当しないものは、食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外としている。その理由として国は、自然界または従来品種改良で起こり得る変化の範囲内であり、科学的に判別不能であること、また、現状、国内外においてゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達体制が不十分であることを挙げ、科学的・社会的検証が困難であるとしている。

現在、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品は、流通等に先立って国への事前相談を行うこととされ、届出をした上で公表されている。しかし、届出には法的強制力がないため、消費者からはゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品に対し、健康や環境面での懸念のほか、利用するかどうか自らが選択できるよう、その表示を求める声が上がっている。

よって国においては、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、引き続き知見の集約などに努め、ゲノム編集技術に関する理解醸成を進めるとともに、ゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方について、さらなる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月28日

焼津市議会

<提出先>

衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定では再審手続をどのように行うかは、裁判所の裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応で証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済の妨げとなっている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、下記の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記

1. 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
2. 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月28日

焼津市議会

<提出先>

衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣